

准陸尉及び陸曹の人事管理の細部に関する達

平成2年2月21日
陸上自衛隊達第21-20号

改正	平成13年3月27日達第122-167号	平成14年3月26日達第122-175号
	平成19年1月9日達第122-215号	平成19年3月27日達第122-219号
	平成21年2月3日達第122-230号	平成27年3月31日達第122-269号
	平成28年3月23日達第122-276号	令和5年3月27日達第21-20-1号

自衛官の昇任に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第62号）、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）及び隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）を実施するため、准陸尉及び陸曹の人事管理の細部に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 寺島 泰三

准陸尉及び陸曹の人事管理の細部に関する達
（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊において実施する准陸尉及び陸曹の昇任、勤務地及び補職等の人事管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 准陸尉及び陸曹の人事管理は、陸上自衛官人事業務規則（陸上自衛隊達第21-6号）及び任命権行使の細部要領に関する達（陸上自衛隊達第21-7号）によるほかこの達による。

（適用範囲）

第2条 この達で定める人事管理は、次の各号に掲げる者を除く准陸尉及び陸曹について行うものとする。

- (1) 幹部候補者
- (2) 3等陸尉への昇任試験に合格した准陸尉及び陸曹
- (3) 陸曹航空操縦学生

（選考による3等陸尉への昇任管理）

第3条 選考による3等陸尉への昇任は、陸上幕僚長の示す幹部に任用するにふさわしい資格等を有する者の中から、勤務成績に基づき選考する。

（准陸尉への昇任管理）

第4条 准陸尉への昇任は、陸上幕僚長の示す年齢等の資格条件を有する者の中から、勤務成績に基づき選考するものとする。

（陸曹長、1等陸曹及び2等陸曹への昇任管理）

第5条 陸曹長、1等陸曹及び2等陸曹への昇任は、原則として3等陸曹任命年度別に区分し、勤務成績に基づき選考するものとする。

（勤務地管理の基本）

第6条 准陸尉及び陸曹の勤務地は、充足の必要性を重視して定めるものとする。

（勤務地を異にする異任）

第7条 准陸尉及び陸曹の勤務地を異にする異任は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

(1) 充足管理上の異任

ア 新・改編部隊等の戦力化、各種事態等への対応能力の維持・向上など部隊等の人的基盤を確立するための異任

イ 部隊等の職種及び特技上の充足を管理するための異任

ウ その他必要な場合

(2) 特殊事情のある者及び定年退職前の者等の異任

ア 特殊事情の生じた准陸尉及び陸曹で異任が真にやむを得ないと認められる場合

イ 定年退職前の准陸尉及び陸曹で他の駐屯地等への異任を希望する場合

ウ その他必要な場合

(充足管理上の異任を行う場合の勤務地管理)

第8条 勤務地管理は、その勤務期間内において他方面隊区等で累計6年以上勤務することを基準とし、努めて全員が公平に勤務するよう管理するものとする。

この際、陸士の勤務期間は陸曹の勤務期間と同等に評価する。

(特殊事情該当者)

第9条 特殊事情に該当する者とは、次の各号に掲げるいずれかに該当し、異任する必要がある者又は異任することが著しく困難であると認定された者をいう。

(1) 当該隊員に疾病のある場合

(2) 当該隊員の配偶者・子に疾病のある場合

(3) 当該隊員の父母等に疾病又は扶養等に係る重要な事情があり、他に当該父母等を保護する者がいない場合

(4) 前3号のほか、特に重要な事情のある者

(定年退職前の異任)

第10条 准陸尉又は陸曹の定年退職前の異任は、退職予定日までの期間及び当該駐屯地等の充足状況等を考慮し、希望する駐屯地等又はその近傍駐屯地等へ異任させるように努めるものとする。

2 前項の異任は、定年退職予定日のおおむね3年以内の者を対象とし、通常、同一の隊員について1回を基準として行うものとする。

(補職等管理)

第11条 准陸尉及び陸曹の同一勤務評定官に属する同一の職（配置指定を含む。）での補職期間は、組織の必要性、個人のじ後の人事管理の融通性及び経歴管理調査等を考慮して決定する。

ただし、調達等関係業務の補職期間は3年を超えないものとする。

附 則

1 この達は、平成2年4月1日から施行する。

2 准陸尉及び陸曹の人事管理の基準に関する達（昭和56年陸上自衛隊達第21-17号）は、廃止する。

附 則（平成13年3月27日陸上自衛隊達第122-167号抄）

- 1 この達は、平成13年3月27日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第3条の警務管理官に係わる改正規定、第2条の選抜等試験の受験機会を喪失した自衛官の処置に係わる改正規定並びに第2条、第4条、第5条及び第6条の陸上自衛官（看護）に係わる改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日陸上自衛隊達第122-175号）

- 1 この達は、平成14年3月27日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第122-219号）

- 1 この達は、平成19年3月28日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成27年3月31日陸上自衛隊達第122-269号）

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日陸上自衛隊達第122-276号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日陸上自衛隊達第21-20-1号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。